

明石市公共基準点管理保全要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）に定めるもののほか、公共基準点の取り扱い及び管理保全について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、街区基準点測量基礎計画（平成16年国土交通省令第77号）に規定する街区基準点で、永久標識を設置したもののうち、明石市が管理するものをいう。

(測量成果等の閲覧)

第3条 公共基準点の測量成果及び測量記録（以下「測量成果等」という。）を閲覧しようとする者は、市長にその旨を申し出なければならない。

(使用手続)

第4条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）により市長に申請し、公共基準点使用承認書（様式第2号）によりこの承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、公共基準点の使用の終了後、公共基準点使用報告書（様式第3号）により使用の結果を市長に報告するものとする。

(工事施工の届出)

第5条 公共基準点の測量標の付近において次に掲げる工事を行う者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事
- (2) 公共基準点から杭、車両及び重機等まで距離が5メートル以下で、車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事
- (3) 前2号のほか公共基準点に影響を及ぼす工事

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図並びに掘削位置と公共基準点との位置関係を明示した断面図及び平面図
- (2) 引照点図、精度の保全方法及び距離等の計測データ（別紙1参考）
- (3) 公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できる写真並びに撮影した方向を示す図
- (4) その他、市長の指示する資料

3 工事施工者は、第1項に規定する工事が終了したときは、速やかに公共基準点付近での工事終了報告書（様式第5号）を市長に提出し、確認を受けるものとする。

- 4 工事施工者は、前項の報告書に次に掲げる図書を添付するものとする。
- (1) 引照点図、精度の保全方法及びその結果（施工前・後の距離等の計測データ）（別紙1参考）
 - (2) 公共基準点周辺及び全引照点が確認できる写真並びに撮影した方向を示す図
 - (3) その他、市長の指示する資料
- 5 市長は、公共基準点付近での工事等により公共基準点の効用に支障をきたしていないかを確認し、公共基準点の効用に影響が及んでいると認めた場合は、工事等施工者に対して必要な措置を指示するものとする。
- 6 市長は、第1項の届出があったときは、工事施工者に対し、公共基準点を保全するために必要な措置を指示することができるものとする。
- （一時撤去又は移転）

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、工事施工者が公共基準点を撤去しなければならない工事を行おうとする場合は、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第7号）によりその承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 位置図並びに掘削位置と公共基準点との位置関係を明示した平面図
 - (2) 公共基準点及び公共基準点周辺が確認できる写真並びに撮影方向を示す図
 - (3) 再設置する位置図（既設の公共基準点の位置と再設置後の公共基準点の位置の関係が確認できるものをいう。）
 - (4) その他、市長の指示する資料
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、工事施工者に対し、公共基準点の取り扱いについて必要な指示をすることができるものとする。
- 4 第1項の規定による申請をする場合は、前条第1項の規定による届出を省略することができる。

（原状回復）

第7条 工事の施工者は、その工事により公共基準点を滅失、毀損その他の事由によりその効用に支障をきたした場合は、市長の指示に従い、その復旧に必要な措置をとらなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該公共基準点が不要であると市長が判断した場合は、復旧する必要はない。

（設置工事）

第8条 工事の施工者は、第6条1項の規定により公共基準点を一時的に撤去し、若しくは移設する場合又は前条の規定により公共基準点を原状回復する場合に

おける公共基準点の設置の工事（以下「設置工事」という。）を行うときは、「作業規程の準則」（国土交通省国土地理院）により作業を行うものとし、測量法第55条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けている測量業者に施工させなければならない。

- 2 前項の設置工事においては、既設の測量標を再利用し、埋設方法は別図1又は別図2とする。測量標の再利用が著しく困難な場合は、工事施工者は、測量標（別図1）をあらたに購入するものとする。
- 3 工事施工者は、設置工事が終了したときは、速やかに公共基準点設置工事報告書（様式第8号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 4 前項の報告書には、設置工事の品質、出来高、工程及び実施状況を明らかにする写真及び測量成果等（引照点設置・復元で得られた資料及び今後の公共基準点維持管理に寄与する資料）を添付しなければならない。
- 5 工事施工者は、第3項の検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第9条 第5条第5項に規定する公共基準点の保全に要する費用、第6条第1項に規定する公共基準点の撤去に要する費用は、工事施工者が負担するものとする。

（変更・取下げ）

第10条 公共基準点を使用する者、工事施工者、事故原因者又は土地所有者等は、全各条に規定する申請書、報告書の内容の変更又は取下げを行うときは、速やかに市長へ申し出なければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則（平成19年9月28日制定）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則（平成30年3月31日制定）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月31日制定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月19日制定）

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

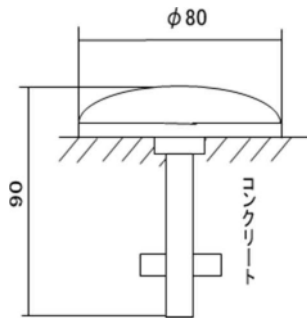
明石市基準点標埋設図 (1)

(平面図)

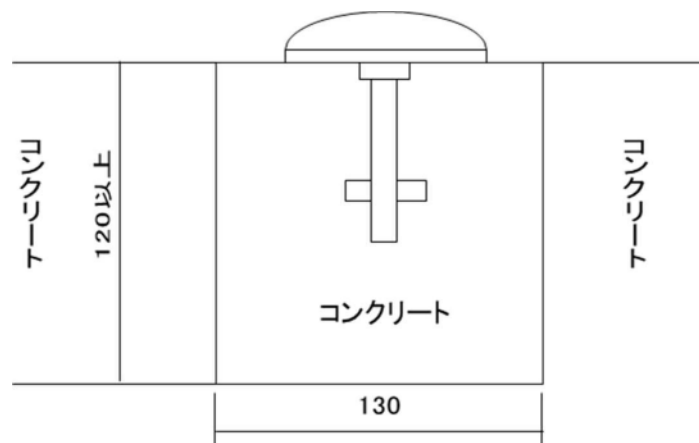


材質：ステンレス(削り出し)
 : 真鍮(削り出し)
 用途：1～3級基準点

(断面図)



- ・コンクリート構造物を掘削し、金属標をコンクリート等で固定する。
- ・掘削開口部は、円形もしくは四角形とする。



基準点金属標

(縮尺：1/3 単位：mm)

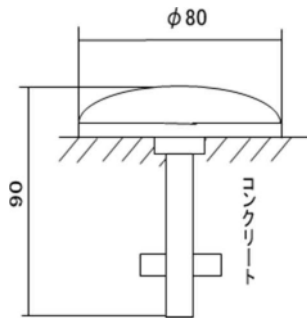
明石市基準点標埋設図 (2)

(平面図)



材質：ステンレス(削り出し)
 : 真鍮(削り出し)
 用途：1~3級基準点

(断面図)



基準点金属標

(縮尺：1/3 単位：mm)

